

令和8年度宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金

出店促進型補助金

実施要領

《申請にあたっての注意点》

- ・事業計画書を作成後、宝塚商工会議所に事業計画書のブラッシュアップをしてもらう必要があります。修正等で何度も宝塚商工会議所へ行く場合もありますので、日程は十分に余裕をもって依頼してください。
- ・事業計画書の募集締め切りから補助金交付決定まで、2ヶ月程度の期間を要しますので、ご注意ください。
- ・賃貸物件の場合、3か月以上空き店舗であること、また、事業計画書の提出日時点において、賃貸借契約締結前又は賃貸借契約締結から30日以内の必要があります。
- ・本補助金は令和8年度の予算成立を前提としています。

【事業計画書提出期限 令和8年4月30日厳守】

宝塚市 産業文化部 商工勤労課

令和8年3月

1 事業目的

出店促進型補助金(以下「補助金」という。)は、市内に新規出店しようとする事業者に対し、改装工事の一部を補助することにより、本市の地域商業における魅力ある店舗の増大を図り、もって市内全域のにぎわいの創出及び本市商業の振興に資することを目的とします。

2 補助金概要

(1) 補助対象者

①中小企業基本法第2条（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者及び小規模事業者、個人事業主又は特定非営利活動法人であること（みなし大企業を除く）。

②以下すべて満たすことと。

ア 店舗の営業時間が原則1日6時間以上かつ週5日以上であること。

イ 既に市内において店舗を営業していて、既存店舗を閉店させて新規出店する者でないこと。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと。

エ 市税の滞納がない事業者であること。

オ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

カ 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと。

キ 本補助金の申請者（個人又は法人代表者）と工事施工事業者（個人又は法人の場合は法人代表者）が同一でないこと。

ク 過去に宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金、宝塚市店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金、宝塚市店舗等リノベーション補助金又は宝塚市新ビジネスモデル等創出支援補助金を利用していないこと。

(2) 補助金額

※補助金額は、補助対象経費総額の1/2以内とし千円未満は切り捨てとする。

※補助の対象となる経費に係る消費税及び地方消費税相当分については、補助対象外。

ア 上限135万円

中心市街地区域、清荒神参道沿い、北部西谷地域

ただし、北部西谷地域への出店は、「宝塚市北部地域振興に資する施設の建築等に関する要綱」に基づいた申請が別途必要です。

イ 上限120万円

上記以外の市内全域

(3) 補助対象物件

ア 新たに他人から賃借する物件で、市内で店舗として使用できる状態で以下のいずれかを満たすこと。

・ 事業計画書申請日時点において、賃貸借契約締結前かつ入居募集が3カ月以上経過している物件

・ 事業計画書申請日時点において賃貸借契約締結から30日以内であることに加え、賃貸借契約締結までに入居募集が3か月以上経過していた物件

※家賃等証明書（別紙I-6）で募集期間の証明が必要です。

※賃貸借契約書の写しが必要です（契約前の場合は契約後ただちに）。

イ 店舗等の用に供するために新築し、又は改装した自己所有の建築物

※登記簿謄本、又は固定資産税納税通知書写しが必要です。

(4) 補助対象事業

店舗等で行う主たる事業が以下のいずれかであること。ただし、市外に本店があるフランチャイズ店舗等については、対象外とします。

(※)フランチャイズ店舗等…他の法人等が所有する特定の商標、商号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。

①日本産業分類（令和5年7月27日総務省告示第256号）に掲げる以下の業種のうち専ら一般の消費者を顧客とする事業

ア 小売業（中分類56～60）

イ 宿泊業（中分類75）

ウ 飲食店（中分類76）

エ 持ち帰り・配達飲食サービス（中分類77／小分類772配達飲食サービスを除く。）

オ 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類78）

②その他出店地域の魅力向上に資すると市長が認める事業

(5) 補助対象経費

以下に掲げる工事を対象工事とします。なお、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外するものとしますので、申請の際はご注意ください。

また、交付決定通知書の日付以前に契約及び着手した工事は補助対象外となります。（交付決定通知の日付以降の経費が補助対象経費となります。）

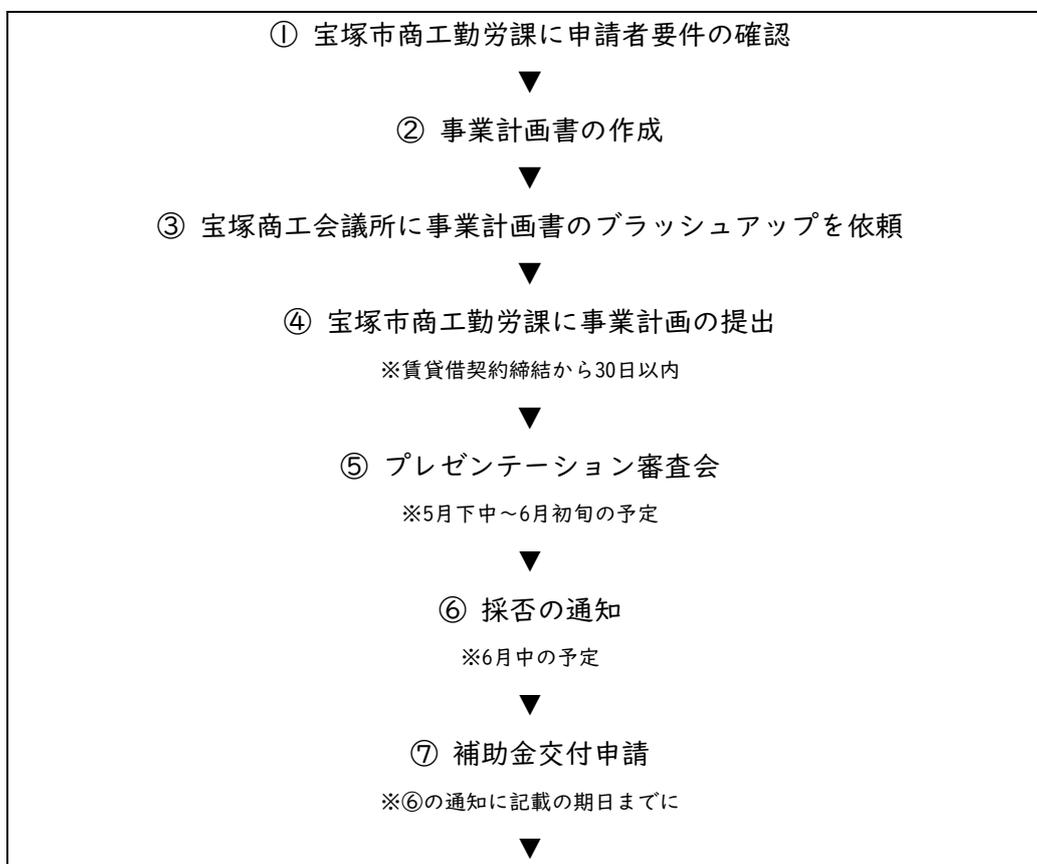
| | 対象工事 | 工事の例 |
|---|---------|---|
| 1 | 外装工事 | 外壁の張替え・塗装・補修、屋根の葺き替え・塗装・防水 |
| 2 | 内装工事 | 内壁・床・天井クロスの張替え、室内のバリアフリー化、部屋の間仕切りの変更 |
| 3 | 建具工事 | 扉、窓ガラス、サッシ等の交換 |
| 4 | 給排水設備工事 | 厨房の改修、来客用のトイレ改修（便器のみの取替も可）、洗面所の改修（非接触型水栓の洗面台への取替のみも可） |
| 5 | 電気・ガス工事 | 照明設備、コンセントの増設、給湯設備の設置・取替 |

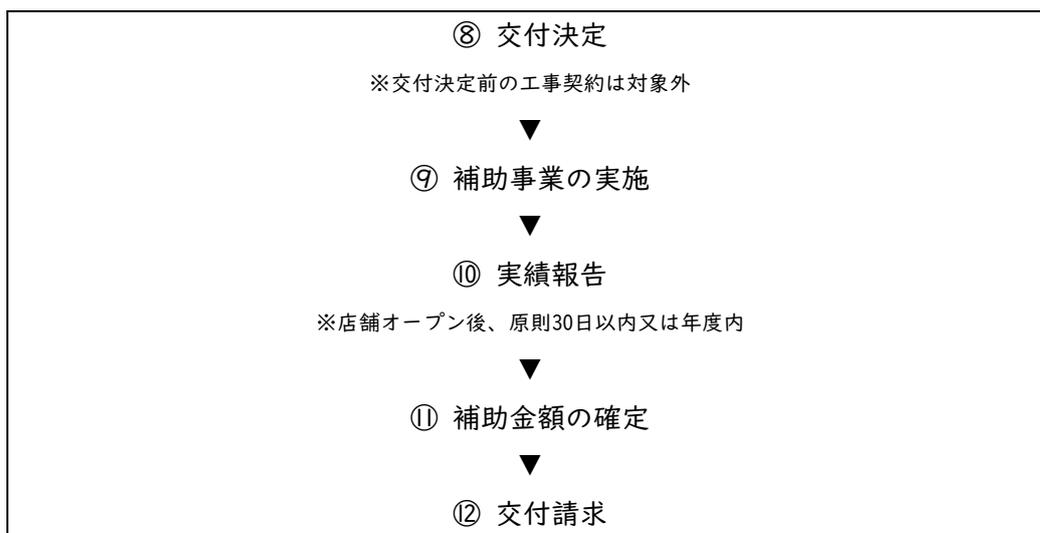
| | | |
|---|----------|-----------------------------|
| 6 | 看板等設置工事 | 建物に付属した看板、暖簾、オーニング等の修復や設置工事 |
| 7 | 店舗什器設置工事 | 工事を伴う造り付けの家具の造作 |

(6) 補助対象外となる経費

- ・対象店舗等の単なる老朽化や経年劣化のみに伴う工事、又は災害等による店舗の修繕、補修工事
- ・エアコン、換気扇等の設置、更新、入れ替えに関する工事
- ・冷蔵庫の設置、更新、入れ替えに関する工事
- ・工事を伴わない単なる照明設備の購入
- ・工事を伴わない単なる家具の購入
- ・対象店舗等に付属しない屋外設備の設置・修繕（浄化槽、物置・倉庫等の設置・修繕）
- ・防犯カメラの設置工事
- ・門扉、ブロック塀の設置、手すりの設置又は駐車場整備などの外構工事
- ・その他、店舗等で必要であると認められないもの

3 相談・事業計画書提出・補助金交付申請・補助金交付の流れ





4 事業計画書の申請について

- ア 申請期間：令和8年3月19日(木曜日) から 4月30日(木曜日) 16時 まで
- イ 申請方法：郵送（4月30日必着）、商工勤労課窓口にて提出してください。
 郵送の場合：〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 商工勤労課宛
 窓口の受付時間：9時～12時、12時45分～17時（土日・祝日除く）
- ウ 提出書類：事業計画書（様式第1号別紙1-1）
- エ 注意点：① 宝塚商工会議所で確認の済んでいない事業計画書はお受けできません。宝塚商工会議所が最終確認した事業計画書と「同一のもの」を提出してください。
 ② 賃貸物件の場合、上記「2 補助金概要（3）補助対象物件ア」の条件にご注意ください。

5 プレゼンテーション審査会

審査会の場でプレゼンテーションを行っていただきます。提出された事業計画書とプレゼンテーションを4つの審査基準（①事業の具体性・実現性、②顧客ニーズ、③事業の継続性・地域への波及性、④事業の独自性・新規性）から審査し、補助対象者を決定します。なお、プレゼンテーション審査会は5月下旬～6月初旬に実施する予定です。日程については申請受付後に改めて案内します。審査結果については審査会後速やかに通知します。

【審査項目】

| | |
|-------------|------------------------------------|
| ①事業の具体性・実現性 | ・財務状況が健全であり、事業が実現可能な体制が確保されているか。 |
| | ・新規出店後の収支計画は現実的、妥当性のあるものになっているか。 |
| | ・事業を実現するための知識、経験を有しているか。 |
| | ・効果的な広報などの集客戦略が練られているか。 |
| | ・申請事業のコンセプト及びターゲットは適切か。 |
| ②顧客ニーズ | ・顧客ニーズを分析し、ニーズをとらえた商品、サービスとなっているか。 |

| | |
|-----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査を行うなど、ターゲットとする顧客層及び需要予測は適切なものとなっているか。 ・商品やサービスに競争の優位性があり、今後の事業拡大の道筋が描けているか。 |
| ③事業の継続性・地域への波及性 | <ul style="list-style-type: none"> ・本補助金を有効に活用し、事業を継続できる見通しが立っているか。 ・補助金終了後も自立的に事業を継続できる体制になっているか。 ・新規出店または改装により地域の魅力向上に貢献できているか。 ・地域のにぎわい創出と活性化に寄与できるか。 ・地域内の他の事業者や団体と連携は見込めるか。 |
| ④事業の新規性・独自性 | <ul style="list-style-type: none"> ・本補助金によって店舗の付加価値を高め、魅力的な店舗となっているか。 ・新規性や独自性のある商品やサービスを提供できるか。 ・自身の強みを十分に活かした事業計画となっているか。 |

6 補助金交付申請について

※審査会で採択された方のみが申請できます。

※交付決定前に改装工事の契約を締結した場合は補助対象外です。

※空き店舗活用型との併給は認められません。

ア 提出期限：審査結果通知書に記載の交付申請期日

イ 提出書類：補助金交付申請（様式第1号）に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

- ・収支予算書（別紙1-4）
- ・家賃等証明書（別紙1-6）
 - ※賃貸物件の場合は「賃貸借契約書の写し」（契約前の場合は契約後ただちに）
 - ※自己所有物件の場合は「登記簿謄本」又は「固定資産税納税通知書写し」
- ・暴力団排除に関する誓約書（別紙1-7）
- ・宝塚市新規出店改装チャレンジ応援補助金交付要綱に関する誓約書（別紙1-8）
- ・工事前の外観及び内観写真（原則カラー）
- ・工事明細の分かる見積書（2社以上）
- ・工事内容が分かる図面（平面図）

※申請書類様式は、市のホームページからダウンロードするか、市役所商工勤労課でも配布しています。（郵送は致しかねますが、特段の事情がある場合は、返信用封筒に切手を貼り、請求願います。）

7 事業実施期間（実績報告提出期限）等について

ア 実績報告書提出期限：

補助事業完了後原則30日以内、又は、令和9年3月31日(水曜日)まで

※実績報告書の提出が遅れた場合、いかなる場合でも補助金を交付することはありません。

イ 提出書類：実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて提出してください。

関係書類

- ・ 事業報告書（別紙8-1）
- ・ 支払いを証明する書類の写し（領収書等）
- ・ 成果物等（工事箇所の前後写真）
- ・ 店舗のチラシ、HPの写しなど、店舗が開店したことが分かる資料

8 その他

- (1) 本実施要領や要綱に定めのない事項については、本市の指示に従ってください。
- (2) 申請内容に偽りや隠匿、不正な手段により補助を受けたとき、または受けようとしたときや、法令に違反したとき、実績報告書や支出した根拠となる帳簿書類等の添付資料が提出できないなどの場合は、交付決定の取消や補助金の返還命令などの措置を実施します。その場合は、その旨従わなければなりません。
- (3) 補助期間途中で事業を中止又は廃止した場合は、補助金交付決定の取消しを行う場合があります。

9 本件に関する問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 産業文化部 商工勤労課（TEL：0797-77-2011）

平日 9時～17時

【事業計画書の相談先】

〒665-0845 宝塚市栄町2丁目1番2号

宝塚商工会議所（TEL：0797-83-2211）

平日 9時～17時

※ 訪問の際は、事前にお問い合わせください。